提案方法およびご提案にあたっての留意点

提案方法

- ・ ご提案内容と企業名、担当者名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を添えて、公民 連携協働室のメールアドレス (kominrenkei@city.higashiosaka.lg.jp) までご連絡ください。
- ・ メールで受信できるファイル容量の上限は5MBとなりますので、資料等を添付いただく際はご注意ください。
- ・ ご提案いただく際は、以下のご提案にあたっての留意点をご確認ください。

ご提案にあたっての留意点

- 1. 個人からのご提案は受け付けません。
- 2. ご提案者(提案に関係する者を含む)及びご提案内容が、次に該当する場合はご提案を 受け付け、又は実現に向けた調整を行うことはできません。
 - ① 法令や公序良俗に反する場合
 - ② 東大阪市の施策や規定等に反する、矛盾する又は抵触する場合
 - ③ 単に事業者や商品の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするものの場合
 - ④ 反社会的勢力である又は反社会的勢力との関わりがある場合
 - ⑤ 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
 - ⑥ 公共性・公平性に問題があるなど、その他、東大阪市が連携を行うにあたりふさわ しくないと判断した場合
- 3. ご提案に関する庁内の関係者との調整には、時間がかかることがあります。
- 4. ご提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- 5. ご提案は、ご提案者から本市への契約の申し込みとして扱うものではなく、対話の開始 が提案についての契約の合意となるものでなく、本市がご提案への対応やその実現に対 し法的義務を負うものではありません。
- 6. 提案の成立・不成立に関わらず、東大阪市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト (企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じ た損害等)の補填や賠償をいたしません。
- 7. 対話の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、改めてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合があります。また、その際に、本市がご提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくことがあります。
- 8. ご提案(内容及び企画書等の資料等)は、実現に向けた調整を行うに当たって、必要な 範囲で本市の関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがありま す。(情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、公民連携協働室までお伝えく ださい。)
- 9. 提案実現後は、本市の広報等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表する場合があります。
- 10. ご提案後の対話及び事業実施等により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、ご提案者において生じた秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。